

2017 年度科目登録の変更点

2017 年度科目登録よりいくつかのルール変更がありますので、ご注意ください。

なお、**対象は教育学部所属の学生のみです**。教育学部以外の学生は、所属学部の科目登録ルールが適用されます。

●決定科目変更・取消期間中に取消可能な科目の対象が増えます

決定科目変更・取消期間(3次登録と同期間)で取消することができる科目が以下の通り変更となります。
従来:

取消可能科目	例外、注意点等
教育学部設置 共通科目	外国語科目、専門必修科目等は取消できません。
教育学部設置 専門選択科目 (他学科他専修聴講可能科目を含む)	ただし、科目単位で聴講料が必要な科目、及び地球科学専修主管の専門選択科目は取消できません。
日本語教育研究センター設置科目	グローバルエデュケーションセンター設置科目、留学センター、他学部の設置科目は取消できません。

2017 年度より

取消可能科目	例外、注意点等
教育学部設置 共通科目	外国語科目、専門必修科目等は取消できません。
教育学部設置 専門選択科目 (他学科他専修聴講可能科目を含む)	ただし、科目単位で聴講料が必要な科目、及び地球科学専修主管の専門選択科目は取消できません※。
教育学部設置 教職課程科目・資格関連科目	ただし、 介護体験実習講義・教育実習演習・教職実践演習 は取消対象外です。
日本語教育研究センター設置科目	グローバルエデュケーションセンター設置科目、留学センター、他学部の設置科目は取消できません。

2017 年度より教育学部設置の教職課程科目及び資格関連科目が取消対象科目に加わります。

●決定科目変更・取消期間中に科目区分の変更が可能となります

これまで科目申請時にのみ受け付けていた科目区分の変更(例:GEC 科目の随意科目から自由選択科目への区分変更など)について、決定科目変更・取消期間でも変更することが可能となります。

変更可能科目	算入可能な科目区分
他箇所設置科目	☞授業ガイド > I 卒業要件と履修方法 > 3.全学オープン科目の履修方法
教職課程科目のうち「教職に関する科目」	教職課程科目「教職に関する科目」 ※「教科又は教職に関する科目」、「教職用教科に関する科目」、「司書関連科目」、「学芸員関連科目」は、卒業所定単位へ算入できません。

※**専門教育科目等の教育学部設置科目の科目区分変更はできません。**

※既に「決定」となっている科目の科目区分は、当該科目登録機会における決定科目取消・変更期間にのみ変更可能。**ただし、以前の登録機会決定となった科目の区分変更はできません。**

例:既に春学期に「決定」となった科目の科目区分は、秋学期科目登録では変更できません。